

車種要件について

- ・対象となる自動車は次表のとおりです。
- ・介護運転として利用するタクシー以外については自動車検査証又は軽自動車届出済証（電子車検証を含む。以下、「自動車検査証等」といいます。）の「自家用・事業用の別」に「自家用」と記録されている自動車が対象となります。（「事業用」と記録されている場合、対象となりません。）

自動車	適用範囲		
	事前申請において登録できる自動車(注1)	事前申請において登録していない自動車	
	本人運転・介護運転	本人運転	介護運転
乗用自動車	○(注2)	○	○
自動車検査証等の「用途」に「乗用」と記録されているもので、乗車定員10人以下のもの。			
貨物自動車	○(注2)	○	○
自動車検査証等の「用途」に「貨物」と記録されているもので、後部座席が設置され乗車定員が4人以上10人以下のもののうち、乗車設備と荷台に仕切りがないもの又は乗車設備と荷台が仕切られているもので最大積載量が500kg以下のもの。			
特種用途自動車	○(注2)	○	○
自動車検査証等の「用途」に「特種」と記録されているもののうち、「車体の形状」に「車いす移動車(身体障害者送車)」、「患者輸送車」又は「キャンピング車」と記録されているもので、乗車定員が10人以下のもの。			
二輪自動車	○(注2)	○	○
総排気量が125ccを超えるもの。			
レンタカー	×	○	○
貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。			
借用自動車	×	○	○
車検・修理時の代車や社会福祉協議会貸出車両等のうち、上記記載の乗用自動車、貨物自動車、特種用途自動車、二輪自動車。			
介護・福祉タクシー、一般タクシー(注3)	×	×	○
道路運送法第3条第1号ハに定める一般乗用旅客自動車運送事業若しくは同条第2号に定める特定旅客自動車運送事業に係る上記記載の乗用自動車、特種用途自動車のうち、「自家用・事業用の別」に「事業用」と記録されているもの。			
福祉有償運送車両	×	×	○
道路運送法第78条第2号に定める自家用有償旅客運送のうち、同法施行規則第49条第2号に定める福祉有償運送に係る上記記載の乗用自動車、特種用途自動車。			

(注1) ETC利用申請を行うためには自動車の事前登録が必要です。

(注2) 「所有者要件」を満たす自動車に限ります。

(注3) ETCカードを車載器から抜けないタクシーでは本割引は適用されませんので、タクシーの予約時又は乗車する前に、タクシー会社又は乗務員に本割引を利用する旨とETCカードでの精算を希望される場合はその旨も必ず申し、利用できるか確認した上ご乗車ください。